

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 改正内容

- 一 自治行政局市町村課の名称及び所掌事務を変更すること。（第四十五条及び第四十七条関係）
- 二 自治行政局に市町村体制整備課を設置するとともに、同局合併推進課を廃止すること。（第四十五条及び第四十七条の二関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。